

1999年12月22日法律512号

マフィア型犯罪被害者への連帯支援循環基金の創設

第1条 マフィア型犯罪被害者への連帯支援循環基金

1. 内務省の下でマフィア型犯罪被害者の為の連帯支援循環基金が創設され、以下の条文では“基金”と呼ぶ。基金の財源は次のとおりである。

- a) 政府から毎年200億リラ
- b) 第2条の規定からの収入

第2条 1965年5月31日法律575号第2-11条¹の修正

1. 1965年5月31日法律575号第2-11条とその後の修正に対して、以下のごとく修正を加える。

- a) 第1項a)の最後に「もしくはマフィア型犯罪被害者への補償の為に活用されてはいけない類の(没収金額は)」を付け加える。
- b) 第1項b)の“証券類”の後に「マフィア型犯罪被害者補償の目的により売買された資産の売上金額に」を付け足す。
- c) 第2項a)の最後に「マフィア型犯罪被害者補償の目的で売却せねばならない場合を除いて」を付け加える。
- d) 第3項b)の“公共の利益”の後に「マフィア型犯罪被害者補償の目的に振り向けられる売上の場合」を付け加える。
- e) 第3項c)の“公共の利益”の後に「マフィア型犯罪被害者補償の目的に振り向けられる清算の場合」を付け加える。

第3条 マフィア型犯罪被害者の為の連帯委員会

1. 内務省の中に「マフィア型犯罪被害者への連帯委員会」が設置される。委員会の運営は、内務大臣の推薦により内閣が任命する「マフィア型犯罪被害者への連帯取り組み調整委員」が担当する。公的機関の職員でなくとも、マフィア型犯罪被害者に向けた連帯活動に十分な経験を有する人間の中からの人選でも構わない。委員会の構成は以下のとおりとする。

- a) 内務省の代表者1名
- b) 法務省の代表者1名
- c) 商工産業省²の代表者1名
- d) 国庫・予算・経済企画省から代表者1名

¹ 「反マフィア規定」と呼ばれる法律で、第2条はマフィア関係の没収財産を清算する手順を定めている。

² c、d、eの省庁は、その後の再編成により現在のものとは異なる。

e) 財務省の代表者 1 名

f) 内閣府、社会事業部の代表者 1 名

g) 公共保険サービス代理機関 (CONSAP) 株式会社の代表者 1 名、決議権はない。

2. 代表委員と各省代表の任期は 4 年間で、1 度以上の更新はできない。

3. 第 7 条に定める規定の発効日までは、本条に規定する委員会が、第 6 条に定める方法に則って、基金運用を受け持つ。

4. 第 7 条に定める規定の発効日から、特別の認可により、内務省に代わって CONSAP が基金運用を受け持つ。

5. 本条から発生する費用は、基金が負担する。

第 4 条 基金の活用

1. 刑事訴訟法に則って損害賠償請求人の立場を構成する個人及び団体³は、1982 年 9 月 30 日以降に宣告された以下の種類の犯罪に対する確定有罪判決において、被告の負担に帰すると裁定された財産もしくは非財産への損害賠償金と訴訟費用について、基金の年間予算範囲内において、基金活用の権利を有する。

a) 刑法 416 bis⁴による犯罪

b) 前述 416 bis と同様の状況で起きた犯罪

c) マフィア型結社の活動幫助の目的で起きた犯罪

2. 上記以外にも、刑事裁判で第 1 項に示す種類の犯罪であると認定された事件が原因で発生した損害に対して、賠償請求を民事裁判で争う場合の、民事訴訟法に則って原告の立場を構成する個人または団体⁵は、基金の年間予算範囲内において、基金活用の権利を有する。また本条に述べる判決に勝訴した人間の包括名義による相続人に対しても同様である。

3. 第 1 項 2 項に定めた場合であっても、その当時者に刑事訴訟法 407 条 2 項 a)⁶に示す犯罪の一つについて確定有罪判決が下った場合や、1965 年 5 月 31 日法律 575 号⁷に沿った予防措置が最終的に適用された場合、基金の活用はできない。

³ 2009 年 7 月 15 日法律 94 号第 2 条の修正で、「団体の場合は訴訟や弁護の費用賠償に限られる」ことになった。

⁴ 刑法 416-Bis の詳しい説明は報告書の中で述べているが、要約すると “ 3 名以上の人数で、恐喝等のマフィア型活動を目的に結社を組むこと ”

⁵ 2009 年 7 月 15 日法律 94 号第 2 条の修正で、「団体の場合は訴訟や弁護の費用賠償に限られる」ことになった。

⁶ 刑事訴訟法の中で予備調査の期間を定めた条項である。その a) 項には、通常より長い 2 年までの期間が認められる犯罪の種類が列記されている。それらは刑法 416-Bis に定義された犯罪及び武器不法製造等である。

⁷ 「反マフィア規定」と呼ばれる法律。マフィア関係容疑者に対する捜査の取り扱いが規定されている。マフィアとの関連が疑われる人間で不可思議なほど財産や収入が多い場合、犯罪予防措置として検察庁の許可の下、その出所についての調査が出来る。

4. 基金の活用について、その申請日に刑事訴訟法 407 条 2 項 a) に示す犯罪のいずれかについて刑事手続中にある者、若しくは 1965 年 5 月 31 日法律 575 号に沿った予防措置が適用されようとしている者には、その権利が与えられない。

第 5 条 基金活用の申請

1. 刑事訴訟法第 416 条に従って、当法律第 4 条 1 項に示す犯罪に対する公訴提起があった時は、公判の日時・場所及び検察官の作成した提起書類を、判事が基金に通報する。
2. 被害者側が事前審理若しくは公判で損害賠償を求めた時、判事は基金に対してその裁判記録を通報する。
3. 民事訴訟においては、原告側が正式訴訟手続に入る前に、その訴状を基金に通報する。
4. 基金への支払い請求には、最終審の有罪判決文抄本、若しくは賠償の支払いを認める判決文抄本、若しくは民事裁判の損害賠償を認める判決文抄本の原本を添付すること。
5. 法律の発効日以前に宣告された判決に関する基金への申請は、賠償が未完の部分に限り、当法律発効後 1 年以内の期限において、可能である。

第 6 条 基金活用申請の取り扱い

1. 第 5 条に従った申請金額の払い出しは、第 3 条に定めた委員会の採決により、以下の項目を検証の上、申請書提出日から 60 日以内に行われる。
 - a) 請求人にとって有利な刑事判決、又は請求人の適格を示す民事判決が存在すること。
 - b) その申請日において、刑事訴訟法 407 条 2 項 a) に示す犯罪のいずれかに関し、請求人が刑事手続中である、もしくは確定有罪判決を受けたということがないこと。
 - c) その申請日において申請人に対し、1965 年 5 月 31 日法律 575 号に沿った予防措置適用の決定、又はその決定に向けた手続が存在しないこと。
2. 基金の活用申請の根拠となる書類一式が完全であるために必要ならば、委員会は当事者に補完的書類の提出を求め、有罪判決を宣告した司法当局から判決文や記録文書の入手を行う。
3. 基金の運営に係わる機関及びその関係事務所は、基金活用の手続をしようとする当事者についての秘密を守る。
4. 基金は、刑事訴訟や民事訴訟で損害賠償が認められた権利者や原告に代わって、損害賠償責任を宣告された者に対し、支払いを受ける代位権利を有する。その相手から責任の実行を得られない場合は、その金額は最終的に基金の負担となる。

第 7 条 実施の手順

1. 1988 年 8 月 23 日法律 400 号第 17 条 1 項に従い、当法律の発効日から 4 か月以内に、

政府は次の事柄に必要な規則を制定する。

- a) 第 6 条の規定を遵守するための、基金の運用方法
- b) 当法律の適用に関連した関係事務所間の連携方法
- c) 当法律の規定に関連した内務省と CONSAP との委託関係の原則
- d) 内務省内で CONSAP との業務委託を運営する担当事務所（複数）の特定、
当該事務所は第 3 条の委員会に対し専門的な面での支援を行う任務を受け持つ。
- e) 被害者らの現実的な基金活用を可能とするため、基金が提供すべき情報や支援の整備
- f) すべての申請に対して財源が不十分な場合、各申請に同一比率で一部支払い、翌年以降、利子やインフレ調整分などの付加無しに、残金支払いを可能とする規定
- g) 第 6 条 4 項に定める刑事訴訟・民事訴訟における損害賠償責任の受益者権利代位取得のための実施手順

- 2 . 第 1 項に示す規則の大枠は、同じく第 1 項に述べた期日の 45 日前までに、上院、下院に通告し、議院内の諮問委員会から助言を聴く。通告から 30 日が経過すると、助言がない場合も、その規則は公布される。

第 8 条 財源

- 1 . 1999 年から当法律の実施により必要となる年間 200 億リラの財源は、1999 ~ 2001 年の 3 か年計画の中で、登録済み予算の減額により割り当てることにし、1999 年については国庫・予算・経済計画省に所属する経常見込み予算である“特別資金”からと、同省に属する当該関連準備金を用立てる。
- 2 . 当法律発効日以後の来る 2 年間においては、1982 年 9 月 30 日から発効日までの期間に起きた事件に対する損害賠償に必要な資金の半額相当が各年準備される。
- 3 . 国庫・予算・経済計画省は自らの省令を用いて、必要な予算変更を行う権限を有する。

第 9 条 暫定的な規定

- 1 . 第 7 条に示す規則が発効するまでの間、基金の運営に関しては、商工産業省の 1992 年 8 月 12 日省令 396 号による規定が両立性を有するので、適用する。（終わり）